

甲賀地域障がい児・者サービス調整会議「就労支援部会」実施要領

1 目的

甲賀地域の障がい者に対する求人情報、求職情報を把握する。就労移行支援サービス提供内容や就労継続支援体制について、事例を通して検討することで、課題を明確にし、就労支援サービスの質の向上・不足しているサービスの開拓等につなげ、障がい者の就労促進と自立と社会参加を推進することを目的とする。

2 構成者

就労支援部会は、次の構成員をもって組織する。

甲賀健康福祉事務所担当職員、各市障がい保健・福祉担当職員、各市産業振興・商工労働担当職員、湖南市障がい者就労情報センター、医療機関職員、障がい児生活訓練施設職員、障がい者生活訓練施設職員、障がい者通所授産・就労移行支援事業所職員、障がい者地域生活支援センター職員、障害者雇用・生活支援センター職員、学校、教育関係機関、甲賀公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、その他甲賀地域サービス調整推進のために必要と認められる者

3 内容

就労部会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成者等による訪問・相談活動を通じ、障害者のニーズの把握、就職情報、就労移行、就労定着の充足状況、および就労支援の問題点の把握を行う。
- (2) 複合したニーズを有するケース等についての具体的な処遇方策の策定および関係する就労支援機関へのサービス提供の要請等を行う。
- (3) 甲賀地域の障がい者に対する就労支援の課題を整理し、その方向性について検討し、解決に向けて取り組む。
- (4) 就労支援者のスキルアップのための研修会などを開催し、人材育成する。
- (5) 地域の企業団体、商工会議所、甲賀圏域障害者雇用支援事業所協会等企业団体等、また商工労働行政機関との連携をとりながら、企業にも参画していただき、甲賀圏域での就労支援のネットワークを構築する。

4 会議

会議は、進路調整部会、雇用連絡会議と調整を図りながら、年に3回開催することとし、湖南市・甲賀市の健康福祉部長が招集する。

ただし、必要と認められる場合は、随時招集することができる。

なお、必要な構成員のみを招集し、開催できるものとする。

5 報告

検討した事項および課題については、定例会議および運営会議、雇用連絡会議、進路調整部会等において、報告することとする。